

令和4年4月21日

保護者の皆様

新潟市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策の徹底 及び登校園の取扱いの変更について（お願い）

日ごろから本市の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症について、4月に入り、市内の感染者数は増加傾向が続いており、市立学校園の児童生徒等の感染者数も増加し、既に多くの学校で学級閉鎖等の措置を行っています。

本市立学校園では、これまで、基本的な感染症対策を講じるとともに、感染状況に応じ教科や部活動等への一定の制限を行うなど、感染リスクを可能な限り低減しながら教育活動を進めてきました。今後も、学校園での感染症対策の徹底に取り組んでまいります。

また、感染拡大防止には、学校園と家庭において連携して感染症対策の徹底を図ることが重要です。保護者の皆様には、これまでの基本的な感染症対策の継続とともに、下記の対応について、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 学校園における主な感染症対策について

市立学校園では、以下のとおり、感染症対策を継続し、感染拡大のリスクを可能な限り低減する取組を進めています。

(1) 学校園における基本的な感染症対策

- 子どもたちや教職員（同居の家族を含む）に発熱や咳等の症状が見られるときは、登校や出勤をしないこととしています。
- 手洗いや咳エチケットとともに、健康観察の徹底、身体的距離が十分取れないときのマスク着用やこまめな換気を行っています。
- 給食（食事）時は、席の配置の工夫や大声での会話は控えています。

(2) 教科・部活動の活動場面ごとでの主な対策

- 各教科に関しては、長時間、近距離で対面形式となる活動や物品を共用して行う活動、近距離で一斉に大声で話す活動は控えています。
- 部活動に関しては、新潟市部活動ガイドラインに則り、平日2時間程度、土日3時間程度、十分に感染対策を講じた上で実施しています。

(3) 教職員の業務時の主な感染防止行動の徹底

- 会議等を行う場合は、3密を回避した場で行っています。
- 健康観察により出勤することが望ましくない教職員が無理に出勤しないような環境をつくっています。
- 職場以外でも、不要不急の行動や人の多く集まる場所への出入りを控えています。

2 保護者の皆様へのお願い

これまでの保護者の皆様のご理解と対応に感謝申し上げます。今後とも、特に以下のことについて、保護者の皆様のご協力をお願いします。

(1) 毎日の健康状態の把握と早期対応について

- 家庭でのお子さんの健康観察と毎朝の検温を行い、発熱や咳等の症状がある場合には、登校せず、自宅で休養してください。
- ご家庭でも、同居家族の毎日の健康観察の確認をお願いします。同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合も登校しないでください。このような場合は、家庭内でもマスクを着用する、食事や生活空間を分けるなどの感染症対策を行ってください。
- 上記の場合を含め感染症にかかる登校園の取扱いは、別紙のとおりです。
休ませる場合は、速やかに学校園にご連絡ください。【変更あり】

(2) 基本的な感染症対策の徹底について

- マスクの適切な着用、咳エチケット、手洗いの励行をお願いします。

(3) 外出や各種活動等への参加について

- 放課後や週休日等の外出、校外のスポーツ活動や文化活動、習い事等の参加にあたっては、その目的、場所、参加人数、感染症対策などを十分に把握したうえで、参加の可否を判断してください。
- 感染リスクが高まる恐れがある活動(多数が集まる活動、飲食を伴う活動、通常生活を共にしていない複数の人との接触がある活動など)への参加については、特に慎重にご判断いただくようお願いします。

(4) 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠席について

- お子さんが医療機関等において接種を受ける場合や、接種後、発熱や咳等の症状が見られる場合には、副反応であるかにかかわらず、欠席としない取扱いができます。休ませる場合は、学校へご連絡ください。

(5) 感染症に起因する偏見・差別等の防止について

- 新型コロナウイルス感染症に起因する偏見・差別を防止し、全ての子どもが安心して生活を送ることができるよう、学校園では、子どもへの指導を続けています。偏見や心ない言葉・態度によるいじめなどが起きることがないように、ご家庭でも、お子さんへの言葉掛けやご指導を重ねてお願いします。

新型コロナウイルス感染症にかかるお子さんの登校園の取扱い

(下線の部分は、これまでの取扱いから変更のあった部分)

1 お子さんが次の状況になった場合

想定される状況	登校園
① 感染した場合	治癒するまで登校しない
② 発熱や咳等の症状がみられる場合	症状消失まで登校しない 症状消失後2日間は登校を控える
③ 濃厚接触者に特定された場合	待機期間(※1)は登校しない
④ 濃厚接触者ではないが、保健所の指示による検査を受ける場合	受けることとなった時から検査結果(陰性)が出るまで登校を控える
⑤ 自分(保護者等)の判断で検査を受ける場合	登校して差し支えない

2 お子さんの同居家族が次の状況になった場合

想定される状況	登校園
① 感染した場合(児童生徒等が濃厚接触者に <u>特定された場合</u> ※2)	待機期間(※1)は登校しない
② 発熱や咳等の症状がみられる場合(「 <u>感染の疑いやおそれがない</u> 」との診断を受けた場合を除く)	症状消失まで登校しない
③ <u>濃厚接触者に特定された場合</u>	<u>登校して差し支えない</u>
④ 保健所の指示による検査又は医療機関での検査を受ける場合	<u>登校して差し支えない</u>
⑤ 自分や勤務先の判断で検査を受ける場合	登校して差し支えない
⑥ 勤務先などでの定期的な検査を受ける場合	登校

※1 4日目及び5日目に抗原定性検査キット(薬事承認されたものに限る)を用いた検査により陰性が確認された場合に自宅待機期間を短縮できる取扱いを含みます。

※2 同居家族が陽性であってもお子さんが濃厚接触者に特定されない場合があります。